

1. 議事日程

(平成17年第2回安芸高田市議会6月定例会第2日目)

平成17年6月14日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

8番 赤川三郎 9番 松村ユキミ

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	高齢者福祉課長	沖野和明
高齢者福祉課主幹	花尾智恵夫	監査委員	上国英登

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。  
時間が参りましたので、ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、8
番赤川三郎君、9番松村ユキミさんを指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のと  
おり3回までといたしますので予めご承知おきください。  
それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。  
1番、明木一悦君。

明木議員 議長。1番、明木一悦です。先週の金曜日に梅雨入りしたと聞いており  
ます。しかしながら、なかなか雨も降らず、上下水道また水田への影響等、  
大変心配なところであります。やはりこれも地球温暖化の影響じゃないか  
なというふうに私は思います。

安芸高田市において、国が進めている地球温暖化対策としてエアコンの  
28度設定、そしてクールビズ、ビジネスカジュアルの施行について安芸  
高田市が率先して取り組んでおるわけでありまして。また、市内においても  
それを全体的に普及を目指して行政では頑張っておられます。我々市議会  
においても本日から議場の設定温度を28度とさせていただき、地球温暖  
化の取り組みが始まりました。

さて、安芸高田市も合併して早1年3ヵ月が過ぎ、安芸高田市議会の中  
にも会派が設立されました。私の所属する「あきの会」では、この度の一般  
質問から質問が重複しないように事前に協議を行い、議会運営のスムーズ  
な進行に取り組みました。その結果、通告のようにこの度は情報開示、特  
に条例と入札について、そして住民サービス向上の観点から職員の住民対  
応と多重債務者救済についての質問を行います。

まず、情報公開の観点からお伺いいたします。市条例と言え安芸高田  
市における憲法でもあります。市長による施政方針の答弁にもありました  
情報公開の促進が、私が考えるところではまだまだ進んでないのではない  
かと思えます。と言いますのも、まずこの安芸高田市の市民が暮らしてい  
く上で一番大切なものは、この町の規則を知ることではないでしょうか。  
例えば学校へ入れば生徒手帳が渡され、そこには学校の規則が記載されて  
います。しかし、現在、安芸高田市において、どのような方法で市民にそ

れを知らせているのでしょうか。市条例は安芸高田市を運営し暮らしていく上で大切なルールでもあります。安芸高田市民、またここに関わる人々は市条例を知り、生活していくことが基本的なルールではないのでしょうか。

そこで、市民や関係者、現在この安芸高田市条例をどのように周知していくのか、どのような方法を取られているのか、お伺いいたします。

続きまして、情報公開の2番目といたしまして、いつも私が質問の中で申しておりますので皆さんもよくご承知と思います。パソコンや携帯電話によるインターネットの普及にはめざましいものがあります。全国的にも多くの市町村がこの技術を取り入れ、電子自治体への取り組みを進めているわけでありまして。私も各地の市町村を訪れ、各町村における施策や取り組みについて勉強させていただいているわけですが、そんな中で気付くことは、多くの市町村では条例をホームページ上で公開されていることです。当然私が訪れるのは実際になかなかその場所には行けませんから、ウェブ上で訪れるわけでありまして。最初の質問とも重複しますが、住民にとって大切なルールを周知していく上におきまして、条例の公開が大変重要だと考えております。

現在、本市における世帯数の4件に1件の割合、世帯数の25%がインターネットを利用していると、以前行政報告もいただいております。本市においてもホームページを開設し、行政情報発信を行っております。そこで、先ほどの質問でもお伺いしましたが、市条例を周知していく方法論の1つとして安芸高田市ホームページ上で現在の市条例を公開していくつもりがあるかどうか、お伺いいたします。

情報公開3番目の質問といたしまして、本市においては建設工事の入札、契約における過程の透明性を向上させるため、建設工事の入札、契約制度に関する要綱など、公表、指名基準の公表、建設工事競争入札参加資格者名簿の公表、発注見通しの公表、入札予報、調査基準価格の事前・事後公表、入札結果の公表、予定価格の公表、指定理由の公表、契約内容の公表をされ、財務課などにて観覧できると聞いております。また、皆さんご承知のように、安芸高田市のホームページ上でも入札契約に関わる情報の公表をしております。しかしながら、現在あるホームページ、利便性の非常に高いホームページ上では、建設工事の入札契約制度に関する要綱などの公表、指名基準の公表、建設工事競争入札参加資格者名簿の公表、発注見通しの公表は行われていますが、入札予報、調査基準価格の事後公表、入札結果の公表、予定価格の公表、指名理由の公表、契約の内容については、ホームページ上に公表されていません。これには何か事情があるのでしょうか。この6項目について、ホームページ上で公表される予定はあるのか、お考えはあるのか、伺います。

大枠2項目目、住民サービス向上についてお伺いします。行政事務事業、行政手続きや市民による相談などの手順や方法についてマニュアル化し、職員への指導を行っていかれるかどうかということです。これは特に吉田町住民の方からの声が多かったと思われまして、行政的な手続きやお願い

などに来たときに、例えば本庁から建設部に送られ、また本庁へとたらい回しのようなことをされたことがしばしばあったと聞いております。これは、職員に対して問題があったのかもしれませんが、職員を指導する立場である管理職なり指導指示が適切でなかったのかもしれませんが。そのような誤解や間違いによる住民サービスの対応の悪さを今後避け、住民サービスの一層なる向上が求められるのではないかと考えられます。今後、職員に対して職務や行政手続きなどの相談に来られた市民への対応として、それらへの手順や方法について、マニュアル化もしくは研修等により、指導や指示体制を取られていくお考えがあるかどうかお伺いいたします。

住民サービス向上の2番といたしまして、人権推進課において消費生活相談が受けられますが、多重債務者の問題への対応をされてるかどうか、お伺いいたします。最近沈黙したかのように見えますヤミ金融や新聞などで社会に表面化してきたリセット屋の存在があります。未だ日本経済が低迷している中で、やむを得なく多重債務者となられた方もたくさんいらっしゃると思います。我が安芸高田市も例外ではないと思っております。そのような方がリセット屋の餌食とならないためにも、餌食となっている実態もあるのではないのでしょうか。多重債務者に陥った方々は、日々の金利を払うためにお金に追われ、相談する先もなく、どのようにすればいいのかわからなく、一人で苦しんでいる現状もあるのではないのでしょうか。そこで伺いいたします。消費生活相談室において、多重債務者の方々の相談は受けられるのでしょうか。もし、受けられるとしたら、その生活相談に対してどのような対応をされているのでしょうか。

住民サービス向上3番の質問をいたします。出資の受け入れ、借入金及び金利等の取締り等に関する法律である出資法の上限金利の見直しが、2007年1月に予定されております。2006年には国会において委員会審議が開催されます。これまでの国会関連委員会の答弁でも法務大臣は上限金利の引き下げについて言及をしていますが、その利率等については明言されているわけではありません。社会的な流れの中で金利引き上げや自由金利性の導入に向けた働きかけもあるように思われます。日本において景気低迷という長いトンネルをやっと抜け出ようとしていると思われる今日この頃ですが、今ここで、金利引き上げや自由金利制の導入を行えば、国内経済や安芸高田市の住民生活や経済に大きな影響を及ぼすことは間違いないと考えます。そこで、安芸高田市としてこの出資法改定にあたり、国に対しての金利見直しについて具申をするようなお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

以上、大枠2点6問の質問についての答弁を、市長より求めます。なお、答弁によりましては、再質問を自席にて行います。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　議長。明木議員さんのご質問でございます。まず、最初に情報公開の問題についての安芸高田市の条例、例規集の市民への周知方法はどうなって

おるか、こういうご質問でございます。ただ今の、まずお答えをさせていただきますと、まず市の条例、例規の市民の皆さんへの周知ということのお尋ねでございます。本市の条例をまとめました例規集につきましては、各課の課長以上の職員及び議員の皆さんにお渡しをしておるとおりでございます。また、グループウェア上のネットワークで例規の検索システムとして現行法規と併せて、全職員を対象に運用いたしております。また、市内の図書館等において、市民の皆さんの閲覧用に一部ずつ配置をしておるところでございます。なお、条例や例規等の制定及び改廃につきましては、市の公告式条例に基づいて市役所、本庁、正面掲示板への掲示とともに、その写しを各支所へ送付し、各支所の掲示板に掲示するなど、周知の徹底に努めておるところでございます。

次に、情報公開についての2、条例、例規集をホームページで公開されないかというご質問でございます。本市の例規集につきましては、新市発足までの合併協議の中で、大方の例規につきましては各専門部会において調製し、作成したものでございます。しかしながら例規の調製段階で、幾重にもわたる慎重な内容確認作業を実施いたしましても、合併当初はどうしても誤字・脱字・乱丁などが発生いたしますことから、先行団体の状況等を参考にさせていただき、無用な混乱を防止する観点から、ホームページへの公開につきましては現在控えさせていただいております。このようなことから、新市発足後1年を経過する中で、各担当部署において例規の内容点検を実施してきたところでございますが、今後ホームページへの公開に向けて準備をいたしていきたいと、このように考えております。

それから情報公開について、入札情報のホームページでの公開ということでございます。入札情報の公開につきましては、昨年の8月から建設工事について入札案件ごとに指名業者への入札案内を通知した後、速やかに工事名、工事場所及び指名業者等の情報を記載した指名業者一覧表を財政課で閲覧に供しておるところでございます。また、入札結果につきましても、入札執行後、指名業者一覧表に入札参加者ごとの入札金額等を追加した最終入札結果一覧表を財政課で閲覧に供しておるところでございます。これは建設工事の入札及び契約に関する情報公開、公表に関する規則に基づいて実施しているところでございますが、現行の規則の運用では、これらの入札情報はホームページを利用した公表資料の対象といたしておりません。しかし、これからの情報をホームページで公開することは、入札事務の透明性の向上を図るためにも必要なことであり、今後の検討課題にさせていただきたいというように思います。

次に、住民サービスの向上について、行政事務事業の行政手続きなどのマニュアル化と職員への指導指示は行われておるか、というご質問でございます。このことにつきましては、新市発足前の合併準備の段階から6町の合併に伴います各種事務処理の混乱防止と、本庁、支所を問わず均一な住民サービス確保の観点から、また人事異動の際の円滑な事務引き

継ぎや、市民の皆さんへの事務事業の説明責任の観点から、取り組みを進めておるところでございます。しかしながら、合併後の組織機構の確定状況などから、その運用は開始できておりませんが、現在慎重に各所掌事務項目ごとの細部の調整をいたしております。今後、早急に個別の内容を最終確認いたしますとともに、職員への周知を図り、住民サービスの迅速化と質の向上を目指し、データベースとして運用開始をしたいと考えているところでございます。

次に、住民サービスの向上についての消費者生活相談員における多重債務者への対応はどのようになっておるか、というご質問でございます。多重債務者の問題は、その解決策といたしまして任意の整理、特定調停、個人再生手続き、自己破産など、法的な手続きが考えられるわけでございます。したがって、本市の本件に関わる消費生活相談では、相談内容の聞き取りから弁護士相談などの他機関への紹介や情報提供、助言まで行っておるところでございます。安芸高田市といたしましては、17年度より人権推進課に消費生活相談員を設置いたし、毎週水曜日に相談窓口を開設して、事業者と消費者の間に発生した苦情処理及び斡旋に努めておるところでございます。また、相談員の居ない日には、本庁では人権推進課、支所においては市民生活課で市民の消費生活相談には応じているところでございます。

次に、住民サービスの向上についての、4番目の2007年1月に予定されております出資法の上限見直しに伴う本市の対応策についてのご質問でございます。出資法は平成12年6月1日に改正され、現在の刑罰対象金利は40.004%から29.2%に引き下げられております。ただし、改正法附則第8条では、施行後3年を経過した後、金融情勢を見て出資法の上限金利を見直す旨の規定がなされており、今回は据置きをされているところであります。

今回の情報につきましては、現在どのように改正されようとしているのか、確認ができておりませんが、消費者の立場から考えますと金利は低いほど良いものと思われれます。このことにつきましては、県消費生活センター、また独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者対応政策を実施されておりますので、その充実を求めて参りたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

松浦議長 以上で、市長答弁を終わります。再質問がありますか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。まず、市条例の公開についてですが、今後公開に向けて準備を進めるということをお伺いしました。これは今年度中にですね、可能なのかどうか1件と、それから、入札情報の今後の検討ということでありましたが、これについてもやはり今年度中、それに向けた検討が今年度中に公開することを考えての検討をするということかどうか、その2点についてお

伺います。

松浦議長 　ただ今の質問に対して答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　条例、例規集のホームページの公開の時期、それから入札情報のホームページでの公開の時期についてお尋ねでございますが、我々としてはできるだけ早い時期に公開をしていきたいということを考えておりますが、いろいろ準備もございますので、その何月からということについては我々の準備の段階を見ながらできるだけ早く準備をさせていただきたいということで、ご理解を賜りたいと思います。

松浦議長 　市長答弁を終わります。再々質問はありますか。

明木議員 　ありません。

松浦議長 　以上で、明木一悦君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

18番、岡田正信君。

岡田議員 　18番、岡田正信です。先の通告に基づきまして、2点市長並びに教育長にお尋ねします。まず1点目はこの4月ですか、1月から4月にかけてできました安芸高田市の行政改革大綱と農業振興についてお尋ねするわけですが、この内容を一読させてもらいまして、今までの基本構想、安芸高田市の理念、これに基づいての改革を急ぐというのが柱としてなるとるわけですが、その中に何と言いましても市長のよく言われる行政と市民の協働の構築と、地域振興会に基づいてのそういう対応がどうしても必要なんだということが、合併前からの理念であり、大きな安芸高田市のキャッチフレーズであったかのように思うわけです。この度の行政大綱をこの5年間行うわけですが、その理念に基づいてのいろいろ財政問題とか、産業の問題とかありますけども、要はやっぱり市民の行政職員との関係が定着するまでは、あらゆる振興会の育て方も違うところでありますね。そういう中であって、この国におきましては農業基本法というのがつくられまして、ご存知のとおり農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況が毎年毎年新たな課題が出とるわけでございます。

私がなぜそれと関連してこれを位置付けるかということ、やっぱり農業には他の産業と違いまして、地域においてもいろいろ差はあるでしょうけども、やっぱり第一次産業の分野ではあらゆるこの農業に関する林業もそうですが、稲作もそうですが、農業に対してはこの共通の共同する、昔で言いますと共同田植えとか、いろいろありましたけども、もやう、助け合う、互助精神のことが、やはり安芸高田市のどういう地域でも昔のようにありませんけども、根強くまだ根があると思うんですね。そういうことを進める上ではこの農業基本法の新たな施策は決まるとることが、これまでの農業基本法は大きく様変わりしとるのが現実であります。と言いますのもご承知のとおり、米価にしましても農産物のあらゆるものに競争原理を導入しまして、政府が進める農業政策がここ三十数年間あらゆる政策をしてもですね、全国こう衰退していったのは、安芸高田市長の問題ではないんで



すけども、全国にそれを置く、乗りかかっことは事実であります。ですから新たな農業基本法が決まったこと自体が、市長が進められる協働参画社会の、この市民と行政の協働の理念を進めていく上で、基本法との関係をどのように見られとるのか、お尋ねするところであります。

2点目の学校の地域の子供を守る問題も、先の問題と深く関与するわけですが、今、新聞・テレビで大変なことによその県では起きておりますが、これは高等学校、小学校、中学校という問題でなしに、これまでもびっくりするようなことがあちこちで起きとるんですが、要はこれは高齢化少子社会とか、社会条件のいろんな状況があると思うんですが、学校においての子供が安心して勉強できる環境づくりと、それから通学路での子供が安心して学校へ行けると。交通の問題もあるうし、熊の問題もありますが、これらも大変ですが、やっぱりこの誘拐とかオレオレ電話の関係で、子供にまたそういう関係が入って、ゆすり・たかりとか、いろんなことが今起きとるんですが、この対策はやっぱり2つ急がねばならない問題と、長期の問題があると思うんです。学校では前回の3月の定例会でも差し向きは私、忘れましたが、そういう道具をひとつ購入する、これも1つの方法ですが、学校でやはり子供がこの地域の住民の皆さんとどういう関わりがあるかと、長期的にはですね、考えていかにやあいかん問題だろうと思います。

先日も甲立小学校の運動会に教育長も参加されたわけですが、保護者として、それから参加された人も、学校のアイデアか保護者のアイデアか、どちらか私そこまでは掴んでおらんのですが、この運動するのに、後ろへ自分の名前をゼッケンの代わりに貼って競技したんですよ。私、それは大変どこの子供というのがわかりますので、1遍や2遍の運動会に参加してわかりゃあしませんけども、見とる地域の方はそりゃあわかりますよね。こういうのは続けていけば、それが広がり、そしてどこの小学校もどういようにされとるかわかりませんが、この度の甲立小学校、以前もそうですが、昼からは地域対抗のいろんな競技をするわけですが、できたら親も付けたらいいんじゃないですかというようなことも、懇談会では話したりしたんですが、要は地域と子供とその保護者とが、わかる状況をつくらないと、この社会情勢では子供が安心して学校へも行かれせんし、学校でも安心しとれんという状況じゃないんかと。いろいろな振興関係で自らの努力によってパトロール隊をつくられたり、それから子供110番いうのもあちこちで見ますけども、これも必要なことです。こういうことをやるのにも、先に私がお伺いをしました農業の問題が大きく関わると思うんです。やはり安芸高田市の全体の占める産業でもですが、それに関わる人たちは、ほとんど関係するわけですから、そういう問題へは1番目の問題と2番目の問題は、別に質問しとりますけども、両方とも大きく関係すると思って、私は通告したわけでありまして。教育長並びに市長にその所見をお伺いします。

松 浦 議 長　ただ今の岡田正信君の質問に対し、答弁を求めます。

まずはじめに市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。岡田議員さんの安芸高田市行政改革大綱と農業の振興についてというご質問でございます。

平成12年3月に作成されました食糧、農業・農村基本計画が情勢の変化を踏まえて本年3月に見直され、国の新たな基本計画が策定をされたところでございます。その具体的な施策展開の方向として、担い手の明確化と支援の集中化、重点化、経営安定対策の確立、環境保全に対する支援の導入、農地農業用水などの資源の保全管理施策の構築など、新たな政策の方向性が示されております。この中で、これまで担い手の対象となり得なかった集落営農が位置付けられております。本市のような典型的な中山間地域にとりましては、農業に関わる全ての皆さんがそれぞれに見合った役割を担われ、生産活動や多面的機能を有する農地の保全活動に関わる集落営農は、本市がこれから取り組む農業振興推進の重点とするものでございます。

地域に存在する農地は、昔から共同作業の場であり、地域のコミュニティの醸成の場でもありました。これが正に集落営農のかたちであり、地域活性化の確かな方向と考えておりますので、関係機関や地域行政が一体となり、農業振興、さらには地域づくりへとつなげていきたいと考えておるところでございます。

それから、学校地域で子供を守る対策についてというご質問でございます。安芸高田市におきましても不審電話や下校時の声かけ事象など、心配な状況が何回か発生しております。私どもの安心安全を確保する上で、通学途中や生活の場において市民の皆さんのお力添えをいただきますことは、大変にありがたく心強く思っております。とりわけ、児童の下校時に併せて、地域の方がパトロールを兼ねたウォーキングや、地域振興会が専用のパトロール車を学校に配置され、週1回程度定期的に校区内をパトロールしていただくなど、正に子供は邑の宝として住民の皆さん方に支援をいただいておりますことに、深く感謝をしておるところでございます。子供たちの安全確保につきましては、市といたしましても重要な課題として認識しておりますが、このことは行政や教育の守備範囲だけでは対応出来かねることもございますことから、今後とも議員の皆様をはじめ、市民の皆様にご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

ただ今、岡田議員からのお話がありましたように、農業の問題につきましても、学校の子供の健全育成につきましても、やはり共通課題の地域を挙げての取り組みということが、おっしゃるとおり今後の課題であろうと思いますので、そういう点を今後、市としても充実を図って参りたいと思います。

なお、子供の健全育成の問題につきましては、後ほど教育長からも答弁をしていきたいと思っております。

松浦議長 引き続き、教育長の答弁を求めます。

佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほどの質問でございました、学校を地域で子供を守る対策について、教育委員会として答弁をさせてもらいたいと思います。大綱につきましては、先ほど市長さんが申されたとおりでございます。それ以外にですね、教育委員会として特に取り組んでおる、あるいは今年度校長の方へ指導した内容について、私の方で話をさせてもらいますけども、まずは子供110番というのがですね、300件以上ございまして、今年はですね、歯科医師会の方からも協力しようという申し出をいただきまして、これまで以上にですね、子供110番という数が増えたということにつきましては、私としても大変喜んでおるところでございますが、以外にもですね、開かれた学校づくりの中でですね、PTAをはじめ、子供たち、いろんなかたちで関わっていただいております地域の皆様と、子供の教育について語り合う協力の協に育てる、協育懇談会を実施するよう、学校を指導しておるところでございます。大小様々な規模の協育懇談会のかたちがあろうと思いますが、胸襟を開いて子供の教育について語り合うことで、地域、学校、家庭が連携して子育てに参加協力していただくことも期待をしておるところでございます。今後とも、閉ざされた学校でなく、開かれた学校づくりの中で地域の皆さんの中で、子供は邑の宝あるいは子供は家の宝として、充分守って支えていただければ大変にありがたいと、このように思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。再質問がありますか。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 まず1点目の、行政改革のできた問題と農業振興についての中身の問題でございますが、農業振興施策は市長が先ほどいろいろと縷々述べられまして、この農業基本法の変った点もそのようになって。私が言いましたように、その変った点は原理主義や市場原理が見られまして、担い手育成とか、制度として集落法人の営農法人、これらがそういうことに盛り込まれまして、ということは、この家族が基本で農業するということから一歩後退したというように、私は認識しとるんです。でも、家族営農が今現在は大多数を占めております。法人になったから悪いとか、家族農業でなければあいけんとか言うんじゃないんです。柱がそっちへ移りかけよう。移りよう。県の支援もこの集落法人とか営農法人と、それから個人の担い手育成も法人にしなさいと。援護策はたくさん出ております。そういうことの流れで、この安芸高田市がこの行政改革を進める上での一番の協働の理念、そこに支障が起きるんじゃないかと。今までの農業基本法よりもは市場原理に基づいた、とにかく外国に勝つ、コスト低減のための施策が先行すれば。市長が進められていることが、何かブレーキがかかるんじゃないかというように私は判断するんですが、その点はどうお考えなのか、お尋ねするところでございます。

私が2番目の子供の問題と結びつけて、先ほどお伺いしたのは、やっぱり非行問題もこの食物が関係しとるという人が学者の中にもたくさんお

られるんですね。それが先日の中国新聞にたまたまこれ中国新聞で、広島の人なんですけど、記事が載っとりますけど、確かに私の孫も3人おりますけども、最初の離乳食というのはね、缶詰の離乳食を食べさせたら後、食べんようになるんです。犬と人間を一緒にしちゃあいけませんけど、ドッグフードもキャットフードも猫の餌も、あれ食べさせたら普通の飯を食わんようになる。ですから、教育長にも関連するんですが、給食まで今日は行きませんけども、食べ物の問題をPTAと学校での話し合い、非行の問題について、やっぱりそこらまで地域を含めて、今地域でも食料改善サークルがたくさんありますけども、お年寄りの給食も料理も大切ですが、子供の食べ物もね、大変味が濃くて、あれ食べ出したら止められんようになる。この点では、学校教育の方の関係の食育教育というて、食べる教育。市長さんにおきましては、今の協働理念を進める上での基本法の後退がどのように関わるか。もう1度お尋ねいたします。

松 浦 議 長 　ただ今の再質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 　現在の国の農業政策そのものがどういう方向に向いていくかということが基本にあるというふうに思うわけでございます。

先般も6月の中に国の財政制度審議会が答申を出しました。その答申の中にも経済最優先、大規模化と、そういう国の基本政策がそこに出て来ております。これが骨太の方針になって、今度は出て来るわけでございますが、これがそのまま今行きますと、地方というのは非常に大きな打撃を被ると、こういうことが心配をされるわけでございます。ご存知のように、今、国の政策そのものがいわゆる経済一本、大規模化、そういう方向に全てが向いて行っておるということでございます。それに我々はどのようにブレーキをかけ、我々の思うような地域をつくっていくかということが、一番大きな我々に課せられた課題であるわけでございます。

農業政策においてもご存知のように、いわゆる北海道の農業のような大規模な農業をして、外国の農産物に対抗できるようなというのが、今の農業政策の基本になってきております。そういう中で、今回集落営農ということも出てきておるわけでございますが、やはり特にこの西日本の中国四国九州のような小規模の農家の多いところでは、国の言う大規模化というのは難しいところもあるわけでございます。そういうことで、集落営農を中心にしながら、この農業の振興を図る。しかし、そういう中でなお、農家の高齢化がどんどん進んでくる。それに対抗してどういう組織をつくるかということも、集落営農の次に来る課題であるわけでございまして、そこらは今後、岡田議員のおっしゃるように農業政策の中で我々は国はそういう方向で行くが、我々はその中でどのようにこの地域を守っていくかという知恵を出し合わなきゃいけないと思います。そういう意味で、特に農産物の販売という問題が、今一番大きくクローズアップされております。

この間もテレビを見ておられますと、その野菜の100円市と、100円均一の市というのが出ておられますが、なぜそれができるのかというのは、

畑を丸ごと買うという、そのことによって、大きいのも小まいのも、全部商品になると、そういうようなやっぱり商売人は商売人で知恵を出しよう。我々は我々でやっぱりそういう知恵を出し合うていかにゃあいけんというように思いますし、今回、議会の皆さんの大変なご理解を得まして進めております、農産物処理加工センターにつきましても、やはり野菜を契約的な栽培をしながら、野菜農家を育てていくと。これはやはり刻んで行きゃあ、大きいのも小まいのも同じようなことでございますので、そういう点ではやはり有利な農産物の販売ができるんじゃないかと、このように考えておりますんで、大変我々もこの問題については苦慮しております。国の政策に反する政策はできませんが、その範囲内で我々は知恵を出してですね、我々の思う農業の振興を図っていきたくないと、このように思うわけでございます。

松浦議長 引き続き、再質問に対して答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは先ほどの質問にお答えをさせてもらいたいと思います。非行ということもございましたけども、食育ということに対しましては私どもも大変重要な内容だと思っております。付け加えさせてもらいますと、食べ物によって非行が起こるんだという、直結するものではないと思いますが、手間暇をかけてつくられた食物についてはですね、やっぱりそのことは親の気持ちが子供に伝わると、私はそのように思うとるんです。ただ単に、腹が太りさえすればいいんならば、インスタントのラーメンを食べても腹は太ると思いますが、ほとんどがみな外国から輸入されたもので、ネギを入れてあるが、日本の製品で、後はほとんど外国のものじゃないかと思うんですが、家でもですね、お母さんの手伝いをしながら、お母さんがつくってくれたのをですね、食べておるとですね、親の言うことも聞くようになりますが、親と子供の食物、食べるということについても、つながりがない中では言うことを聞いてくれんようになるのではなからうかというように思うんです。

もう1つは、非行の問題について言いますと、今県の教育委員会を初めとして全部で取り組んでおりますのが、朝ご飯をきちんと食べさせて来ようと。運動をさせようと。本を読もうというキャンペーンを貼っておるところなんですね。これはなんでそれはキャンペーンを貼ったかと言いますと、県内全ての学校、小学校5年生と中学校2年生を対象として、基礎基本定着状況調査、本日、実はですね、県内の小学校5年生と中学校2年生を対象に、全ての学校で基礎基本定着状況調査を実施しておりますが、それと併せて生活に関するアンケート調査も実施しとるんですよ。その中で朝食を食べてきた子供ほどやっぱり成績がええんですよね。そういうこともあるし、それから運動能力等についてもですね、日頃から運動に親しんでとる子供が運動能力も発達しとるというようなこともあります。

要は、何が言いたいかと言いますと、やっぱり基本的な生活習慣というものを家庭の中でみんなが力を合わせてつくっていくということが、子供が

非行に走らないポイントだろうと、私は思っております。万引きをしようかと思ったときに、心配してくれるお母さんの顔が浮かんできたら、私は万引きはストップするだろうと。万引きをすれば困る人がおるんだということが日頃から関わってくれる人がおるんだということですから、やっぱり子育てというのはやっぱり大人が関わっていかんやあけん内容じゃないかなと、その１つに食育があると思います。学校だけにですね、食育を課せるといのはですね、学校給食やっておけばいいということになるかもわかりませんが、やっぱり将来ある２１世紀に生きる子供を育てるためには、全ての方がですね、食育ということについて関心を持っていただいたり、子育てについて関心を持っていただくように、我々も進めていきたい。そのために協力の協に育てるといことを訴えておるわけでございます。以上でございます。

松浦議長 再質問の答弁を終わります。

岡田議員 議長。

松浦議長 再々質問を許します。１８番、岡田正信君。

岡田議員 子供の問題につきましては、各地域での取り組みがいろいろあるというように答弁があったわけですが、私もそういうこと、子供１１０番の戸数も増えたとし、歯科医師会の問題もこないだ、ニュース、広島県、よその県でもあったと思うんですが、ニュースであったと思うんです。安芸高田市内で、その地域地域でいろんな特色あるそういうこの地域を含めての子供を守ろうと、安全な学校にしようという取り組みがあると思うんですね。そういう場を教育委員会としても行政としても、広報紙ではアピールをしてでしょうが、それこそインターネットでも早くいいことは知らせるといようなお考えはあるかどうか、再度質問をお伺いします。

松浦議長 ただ今の質問に対して答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。いいことはですね、できるだけ早く伝えたいと思っております。時々抜けることがあって、大変迷惑かけることもあるんですが、いいことはできるだけ早く伝えたいと、私どもも努力をさせていただきますので、いいことがありましたらですね、議員の皆さん方もいろんな地域の情報もご承知だろうと思えますので、我々の方へもですね、教えていただければ、できるだけ早期にですね、いろんなかたちで公表していきたい。そして協力していただけるように努力を進めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で、岡田正信君の質問を終わります。

お諮りします。

この際、１１時１０分まで休憩といたします。

~~~~~

午前１０時５８分 休憩

午前１１時１０分 再開

~~~~~

松浦議長　それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続いて、通告がありましたので、発言を許します。

16番、今村義照君。

今村議員　16番、今村でございます。あきの会でございます。先の通告に基づきまして、大枠2点質問をさせていただきます。

まず1点目は監査機能の強化についてでございます。監査委員さんに対して質問するのは、恐らくこの市議会始まって以来だと思っておりますが、大変ご足労をおかけするわけでございます。この件については監査委員並びに市長の見解も併せてお聞きをしたいというように思っております。

まずは、合併して大きな規模の財務に関する事務及び行政の経営にかかる事業の管理を監査することは、大変なご苦勞であると同時に、精進を重ね執行されていることに大きな敬意を表するものでございます。最近の事例におきまして、各地の地方公共団体の財務に関する不正事件、ヤミ給与問題などが議題になったり、話題になったり、公金の理不尽な使用などが納税者の感情を逆撫でするといった報道に触れる時、まさに我々議会のチェック機能と、監査委員の監査権が十分に機能していないのではないかと、いう批判もあるわけでございます。そのようなことを背景にしてか、地方制度調査会において、監査制度について論議のあったところでございます。

さて、そこで本市においては、財務にかかる不正事件が発生していないことは大変幸いなことではあります。監査委員ご自身がいろいろな監査を執行され、その結果は議会にも報告されておりますが、これまでに執行されてきた監査で地方自治法が期待する十分な監査であるというふうにお考えであるかどうかという点に基づきまして、即ち監査権が機能しているかどうか。監査権の機能については併せて市長にもそのご所見をお伺いしたい、これが1点目でございます。

次に、監査機能強化のためにはどのような体制が考えられるかの点でございます。現在の監査委員体制では、従来の単町時代と比較いたしまして事務局の選任設置はあったものの、その執務状況あるいは処遇状況は、大きくは変わっていないというのが現状でございます。現状の制度では例月出納監査、決算監査、企業事業監査、定期監査を含め年間約35日ぐらいの執務であろうかと思われませんが、その監査状況で十分な監査機能が発揮できるとお考えかどうか、ご所見をお伺いしたいのであります。

行政の信頼性の確保には、今や行政経営の時代と言われ、市民というお客の要求に対して、その要求をいかに高めるかという視点に行政が置かなければなりませんし、行政の経営状況や不正とかが明らかにされるのが、監査の機能を高めることにつながるというふうに考えます。定期監査を増やし行政監査につなげるために、どのような体制が望ましいか、そのご所見をお伺いをいたします。併せて市長には、行政監査に何を期待されるのかお伺いしたいのでございます。

3点目に指摘事項の改善についてお伺いをします。決算監査なり定期監査では、それぞれいくつかの指摘事項が述べられております。それらにつ

いて改善されているか否かにつき、追求されているのかどうか。追求した結果、改善されてないものについては、監査委員としてどのようにお考えになっているのか、この点をお伺いをいたします。

もちろん、合併による現行の組織機構では簡単に改善は難しい課題はいろいろあるわけですが、事務改善や本所、支所を含めた職員の適正な事務の見直しをすれば、すぐに改善されるものもございませぬ。それらの対応についてお伺いをするわけですが。

次に、大枠2点目の目標管理制度の早期設定の件につき、市長にお伺いをいたします。これまで度重なる私の一般質問で、行財政改革の推進の件を新市になってもいろいろ問うて参りました。そしてこの度、行政改革大綱が示されたわけですが。その中身については、極めて高く評価をするものでございませぬ。大綱を組織戦略と位置付け、3つの理念、これに基づいて行政改革を進め、行政経営体としての有り様に、根本的に転換しようとするその中身だというふうに解釈をいたしております。その観点でよくよくこの大綱を読ませていただきました。しかし残念なことに、ただその執行及び実践には、あまりにも時間がかかりすぎるのではないかとこのように受け取らざるを得ないのであります。なるほど改革は一朝一夕に進むものではございませぬが、やはり改革の推進と進行管理、すなわち改革推進計画では17年度に今後の実施計画を立案する年度というふうに捉え、18年度に一部の実績を評価しつつ、また見直しを図る。そして次の年度に同じく実績評価の幅を増やしつつ、そのプラン・ドゥ・チェックと言いますか、そのPDCを5年ごとに実施する計画となっております。その実施計画を少しでも早めに実現するために、本年度の立ち上がり年度を大切にしたいというふうに考えるわけですが。そのためには、当面の行政課題は担当者から係、課、部の段階ではよくよくわかっていることというふうに考えるわけですが。中身の程は従来の行政手法では成り立ちませぬし、行政経営の観点から言えば財政面でも制度面で、もう破綻に近いというふうに認識をいたしますが、その回避策を講じるためにも行財政改革でございませぬ。少なくとも本市の行政の基本原則をそっくり新しいものに取り替える、この考え方が必要でございませぬ。その考え方は法令遵守主義から目の前の市民という顧客のニーズ志向にへえる、これがまず一番でございませぬ。そして、従来取られてきた予算消化主義から効果効率向上への考え方でございませぬ。そしてこれまで取られてきた上意下達から現場の自立運営が行われる体制づくり。先ほども出ておりましたが、言われた情報公開から言われる前の積極的な職員あるいは自治体の行政体のマーケティングが望む、必要なわけですが。そのためには、まず隗より始めよでございませぬ。目標管理制度と言えはいかに大仰に聞こえますが、当面の行政課題から目標指標を立てることから始めたらという提案でございませぬ。

いくつかの事例を通告書には掲げておりましたが、それらはいずれも目標指標を立てるといふことは、私は簡単にできるというふうに思うのでござ



います。少なくとも本年度の事業、事務の執行にあたり、項目ごとに指標化することから始め、来年度の決算ではその目標値にどのように対応できたのか、そういった総括ができれば改革の前途は大きく展望が持てるというふうに考えるわけでございます。まずは現場職員の目的事務のあり方が大切だというふうに思うわけです。その積み重ねによって目標管理制度を実現させ、充実させていく。そしてそのことが職員の意識改革につながるというふうに考えるわけでございます。大綱の改革推進と並行して、現場ですぐにでも対応できるあり方について、そのご所見をお伺いしたいのであります。

なお、関係する答弁によりましては、また自席で再度質問をさせていただきます。

松 浦 議 長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 はい、議長。監査機能の強化ということで、ご質問でございます。この質問は、監査委員さんへの質問ということもあるかと思いますが、私の方からお答えをさせていただきたいというように思います。ご了解をいただきたいと思えます。

監査機能の強化につきましては、本市における監査について、監査委員、監査基準及び年間の監査実施計画に基づきまして、例月の出納検査、決算審査、定期監査などを実施していただいております。日数も先ほど議員ご指摘のとおりのかかりの日数を割いていただいております。新市の発足に伴いまして、ご存知のように予算規模も膨らみ、職員の数も大所帯となっておりますことから、限られた職員体制で監査委員さんには、大変なご苦勞をかけながら、監査をしてもらっております、このようにございます。市民の皆さんからの信頼を高めるといふ観点からも、一層監査機能を充実をさしていく必要があると、このように考えております。特に職員体制がかなり充実してこない、充実した監査というのは難しいということもあるわけでございまして、そこらも併せてやはり手足になって働く職員ということも、今後必要であろうかこのように考えております。そういう点からも今後検討を加えて参りたいと、このように考えておるところでございます。本市では行政改革大綱を策定し、現在、その実施計画をご指摘のように検討しておるところでございますが、市の組織に属さない、外部の専門的知識を有する者による外部監査の導入も、この大綱の項目の中に入っておるわけでございまして、このことについても今後、早急に検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、透明で公正な行政運営の実現のために、監査機能につきましては、今後行政改革の取り組みの中で検討をして参りたいと、このように考えておるところでございます。

また、指摘事項につきましても、逐一、これはすぐできるものもございまして、また長期的に改善を要するところもあるわけでございますが、指

摘いただいたことについては、できるものから実施していくということで、今、努力をしておるところでございます。

それから、目標管理制度の早期設定をどのように考えておるか、ということでございます。地方分権の進展や、市民ニーズの変化などから、地方自治体には独自の施策展開が望まれており、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要とされて、職員が自ら目標を掲げ、進捗状況を管理しながら事務事業を推進していく行政手法が求められておるところでございます。目標管理制度は職員の意欲を高揚させ、もって業務を効率的かつ効果的に行うことを目指しております。また、管理職には部下の目標設定に当たりまして、組織目標との整合性の確保とともに、人材育成の観点から各職員の能力レベルや育成目標を見据えた指導、助言により、業務遂行を意欲的に取り組むことができるよう、支援することが必要であると考えております。こうした観点から、行政改革の一貫として、目標管理制度の導入を念頭に、具体的な研究を進めて参りたいと考えております。

この度、策定をいたしました本市の行政改革大綱の中には、目標管理制度の導入を検討しますと記述しており、現在、行政改革大綱を具体的に実践いたします実施計画の策定を目指して、改革改善事項の洗い出しを行っているところでございますが、可能な事項につきましては極力数値目標を設定し、取り組みを実践する方向で、各部それぞれ各課において検討を進めておるところでございます。

議員のご意見も参考にさせていただき、今後さらに具体的な検討を進めて参りたいと、このように考えております。

なお、行政改革推進実施計画につきましては、8月の月上旬までに整理を行いまして、次年度予算へ反映できるものは反映してきたいと、このように考えておるところでございます。その他各部でまたお答えをするところがございますが、具体的にはそれぞれの部で、また引き続いて答弁をさせていただきたいと、このように思います。

松浦議長　ただ今、市長の答弁の中に各部というのがございましたので、福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長　はい。それでは、今村議員さんからの目標指標を立てられないかというご質問でございまして、例えば老人医療の減額とかというかたちで書いておられます。それに対しましてご答弁させていただきたいと思っております。

老人医療費の減額に目標指標をとのご質問でございまして、年々増加をしております医療費を抑制するに当たっては、具体的な数字をもって1人当たりの医療費をいくら下げるかという努力目標を持つことは大切なことと考えております。医療費を下げるには日々の活動が大切なもので、保健師を中心に各種検診、健康教室でもって市民の皆さんに健康についての啓発をしているところでございます。市民の皆さんには、6月7日から始めております総合検診、また吉田病院での1日人間ドックを受診していただき、早期発見早期治療に努めていただき、医療費の抑制とともに健康寿命を伸ばしていただきたいと思っております。

いろいろと医療費を削減するためにですね、市民の方に医療費通知等も出させていただいているところでございますけれども、この医療費通知に関しまして、市民のかたから「病院に行くなということか」というようなこともございますけども、それはさておきながら、やはりそうしたことを市民の方にご理解をいただきながら、医療費抑制について考えていきたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 引き続き、教育長、佐藤勝君の答弁を求めます。

佐藤教育長 ご質問にありました目標管理制度の問題でございますが、公共施設、教育委員会が担当しておりますものは様々ございます。生涯学習関係もありますし、学校教育関係もございます。中で、それぞれの生涯学習関係で申し上げますと、それぞれの1つを施設をですね、有効に活用してもらおうということがそれぞれの施設を担当しておる者の大切な役目でございます。例えて申しますと、吉田運動公園の例を挙げますと、総合型スポーツクラブみつやの里は、年間計画に各スポーツ種目の活動だけでなしに、加入しているスポーツ種目を越えた横断的な交流を図る行事を取り組むことなど、あるいは指導者研修などを織り交ぜた行事を取り入れるなど、いろいろ工夫をして多くの人に利用してもらおうような取り組みをしております。この19日の日にはJ Tサンダーズが来てですね、子どもたち、大人にも指導してもらおうと、そういうことを通しながら健康づくり施設の活用もいろいろ工夫しておるようでございます。

さらに目標管理ということにつきましては、1つの例を申し上げますと、試行的ではございますが、教育委員会としましてはですね、学校については学校評価制度というのも制度として取り入れておりました。校長を中心とした学校の中で学校評価委員会というのを既につくっておるんですよ。その中で、数値目標をあげましてね、例えて言いますとPTAの参加率を今まで60%だったのを5%アップするとかいうような、簡単に申し上げますとそういう目標を掲げながら計画を立て、そして実行をし、結果を集計をし、その次にその課題をもとに、次年度の計画を立てると。プラン・ドゥ・シー・チェック・アクションですね、そういうことをですね、進めておるわけでありまして。

人材育成につきましては、人事評価制度というものを取り入れまして、各個人が1年間こういふことをやってみたいという目標を掲げて、それに対して校長がアドバイスをし、そして最後に評価をするという取り組みをしております。生涯学習施設、教育委員会関係で言いましても、それぞれですね、目標を立てて実行しようということで、今年ですね、簡単なものではございますけども、実践目標を立てさせて努力しとるとというのが実情でございますが、全体的には先ほども市長さんの方から話がございましたように、行政改革大綱に沿う具体的な実施計画書に基づいてですね、市全体としての同じような歩調を取りながら、より有効なものをして、住民サービスの向上に努めていき、質的な向上も図っていききたいと、このように思っています。以上でございます。

松浦議長 以上で、答弁を終わります。再質問はありますか。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 まず、監査制度の強化の件でございますが、3番目の指摘事項の改善についてはですね、できれば監査委員さんのご意見をお伺いしたいと思うわけでございます。それは、また、ご答弁を賜ればと思います。

先の市長の答弁によりまして、私が言いたいのは監査の機能を高めるには、やはり現状のもう少し枠を越えたかたちでのですね、監査体制が必要だろうというふうに思うわけでありまして。やはり、今までの財務監査から、それこそ行政監査に至るまでの間では、現在の監査の実施計画で行われております今までのやり方ですね、私は定期監査をやはり今の2倍も3倍も当面増やす必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

今年度の計画によりまして、市民部と産業振興部ですか、その観点について行政的監査を行うという計画のようでございますが、できればやはり全ての部の課題をですね、その年度にやっぱり監査をする。定期監査を重ねる、こういう体制が必要ではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。そうしますと全体的にその行政の経営に対して、それこそ議会と執行部とのあえて第三者的なかたちでの監査機能が高まるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。そういったことは執行部の方で当然その体制が取られなければなりませんし、それらの処遇もですね、当然考えなければならぬわけですね。こういったことについて、行われるご予定はないか、これは市長にお伺いしたいものでございます。

今の行政改革大綱の中に、懇話会の附帯意見として外部監査制度の導入ということも言われております。そのことについて、市長も触れられておりますが、具体的にどういったかたちでやるかということについては、これからの検討課題であろうかと思っておりますが、現在、いろんなかたちでの財務に対する、あるいはお金の使い方に対するですね、市民の目というのは非常に厳しいものがございます。

昨今の状況でもオンブズマンの要望でですね、議会にもそういったチェック機能を果たすべきだという対応がございました。これは併せて市にもあったようでございますが、そこら辺の対応について、真の意味での信頼性確保のためにですね、どういったような監査体制を取り、あるいはそれらに対応できるようなことをしていくのか、ご所見があればお伺いしたいのであります。

それと、目標管理制度でございますが、1つひとつの事例をご答弁いただくつもりは毛頭ございませんで、私が言いたいのは先ほど市長の言にも18年度からこういった制度に関わっていきたいんだという発言がございました。私は今すぐ始められることからやるのがいいのではないかと。1つの手法として目標管理制度の導入については簡単にできることではないですかという問い合わせでございます。現実には教育委員会の方では先

ほどもその仕組みを取り入れてやっつけられるわけです。これは、個人的な職員の対応の仕方あるいは係、課、部としてのですね、あり方も私は例えば事務改善なんかはすぐさまできる状況だろうと思うわけでありまして。そこら辺を取り入れられるお考えはないか、併せて重なりますがお伺いをいたします。

松浦議長 　ただ今の再質問に対し、答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　はい。監査制度の問題でございますが、現在の体制、制度の中では、私は監査委員さんの監査は十分に機能し、また十分な働きをしていただいておりますと、このように考えております。今ご指摘のように、さらにこの監査をもう少し充実をするということになりますと、今の体制ではちょっとなかなか難しいんじゃないかと、こういうこともございますので、先ほど外部監査の導入というのは、行政改革大綱の中でも出ておりますので、それはそれなりに、また充実をするように考えていきたいと思っておりますが、ご指摘のことについては、今後の体制の問題であろうと、このようにも思っておりますので、十二分ご意見を賜りながら我々も今後の体制は考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから目標管理の問題につきましては、できることからやったらというご意見でございます。その大上段に目標管理ということ掲げんでも、今現にやれるものからそういう改善をしていきたいと、このように考えております。

松浦議長 　引き続き、代表監査委員、上国英登さんの答弁を求めます。

上国監査委員 　議長。失礼します。監査委員の上国でございますが、ただ今、今村議員さんのご質問の中で、3点目の指摘事項は改善されているかという点について、お答えをさせていただきますが、全体につきましては、先ほど来、市長さんの方から答弁をいただいておりますし、また外部監査制度についても監査事務局と現在協議をして、できるだけ早急に体制を整えたいというふうに考えております。指摘事項につきましては、昨年の2月1日から25日の間に実施しました定期監査の指摘事項につきまして、処置状況の報告を求めていますけれども、指摘事項は改善されつつあり、真摯に取り組んでいただいているものと確信しております。なお、現在は、行政改革推進実施計画を策定中とのことございまして、時期を見計らって処置状況の報告を求めたいと考えております。

ちなみに、先ほど議員さんの年間の活動日数35日でございますけれども、16年度は私が6月に就任いたし、実質9ヶ月でございました。したがって、例月検査が9回、決算審査が26回、定例監査3回ということで、ご指摘のように定例監査の回数が大変時期的にもできなかったということで、今年度からそういう点も考えて、事務局と検討しておるところでございます。以上でございます。

松浦議長 　以上で、再質問の答弁を終わります。再々質問はありますか。

今村議員 　議長。

松浦議長 再々質問を許します。16番、今村義照君。

今村議員 現在の監査体制はですね、方向的にはこれから外部監査制度の導入も含めて、今後対応したいということでございますが、改めて監査委員さんに今後のですね、監査上ですね、テーマを特に今こういった点が必要ではないかというふうにお考えのところがあればですね、お聞きしたいということと、先ほど外部監査制度に触れられたわけでございますが、ご承知のように包括外部監査と、それから個別外部監査の2通りがあるわけでございますが、当面、仮に外部監査制度導入するとすればですね、どういったかたちのものが望ましいというふうにお考えか、その2点をお聞きして質問を終わります。

松浦議長 ただ今の再々質問に関し答弁を求めます。

代表監査委員、上国英登君。

上国監査委員 議長。ただ今、今村議員さんの質問の中で、今後の体制ということでございますけども、現在、合併をしてまだ間がないわけでございますが、合併以前に住民の皆さん、充分合併後の機能について計画がなされておりますが、そのことが充分機能しておるかどうか、また市内に多くの施設等がございます。そういった施設が充分機能しておるかどうかという行政監査と言いますか、そういう方面に力を入れていきたいと。それから外部監査の制度でございますが、ご承知のように包括外部監査制度と個別監査制度がございますが、当市といたしましては個別案件について対応していただくための、個別監査制度というふうに考えております。以上でございます。

松浦議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。

お諮りいたします。

この際、次の再開を13時といたしたいと思います。

休憩をいたします。

~~~~~

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、再開時間が参りましたので、休憩前に引き続き再開をいたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番、杉原洋君。

杉原議員 13番、杉原洋でございます。通告に基づきまして、2点ほど市長並びに担当部長にお伺いします。質問は簡潔に行います。

質問の第1点目でございますが、出産祝い金制度の導入をという提案でもあり質問であります。今日少子化は国の最重要課題であることはご承知のとおりであります。子育ての経済的負担を軽くしようと、庄原市はですね、第1子に15万円、第2子に20万、第3子以降の子供には30万の出産祝い金の交付を決めたと、去る5月14日に新聞で発表されておられました。本市におきましても庄原市と同じことをするんがいいというこ

とは思いませんけれども、このような制度を設けられて、若者定住、ひいては出生率の上昇につなげて新市の活性化を図っていかれたらと思うものであります。

質問の第2点であります。携帯電話の電波の届かない地域の解消であります。市内にはまだ携帯電話の電波が入らない地域が多くあります中で、今日の暮らしの上では携帯電話は必需品でございます。対象地域の解消を住民は強く要望されております。

以上2点、今後の取り組みについて、市長並びに担当部長の所見を伺うものでございます。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

まずはじめに、市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。ただ今の杉原議員さんのご質問でございます。

まず、出産祝い金制度の導入についてのお尋ねでございますが、日本の人口が世界的に例を見ない早さで高齢化している理由の1つに、ご指摘のように少子化という問題が大きな原因であるわけでございます。我が国では80年代から出生率が低下し続け、1980年度の1.75に対して2000年度には1.34、そして先般発表されました2003年度の統計によりますと過去最低の1.29にまで落ち込んでおります。

国におきましても少子化の流れに歯止めをかけようと、これまでに緊急保育対策等、5ヵ年計画、エンゼルプランと申しますが、その実施。さらに平成15年度には次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等の策定を義務付け、子育て支援、少子化対策を協力を推進しているところでございます。

本市におきましても、本年3月に次世代育成支援行動計画を策定し、子育て環境を整備いたしますとともに、地域や企業等の事業者とも協力して少子化対策に取り組んでいるところでございます。

お尋ねをいただきました出産祝い金制度につきましては、今までに過疎地域の多くの市町村で定住対策、人口増対策の一環として、取り組みがなされていることも承知しておりますが、少子化を食い止める決定打にはなっていないことから、その効果を疑問視するご意見も一部にございます。制度の見直しや廃止を行う自治体もあるように聞いております。子育てを支援する諸制度や施設が増えても、少子化が進む今日の状況でございますので、出産祝い金制度につきましても十分に検討を行う必要があると考えております。

いずれにいたしましても、子育て支援対策をはじめ、若者定住対策を推進いたし、人口の増加に向けた取り組みを行うことは、本市に取りましても非常に重要な緊急の課題と認識をしております。今後、関係課で若者定住プロジェクトを組織し、定住対策について具体的な推進方策を探って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、携帯電話の電波の届かない地域の解消をというお尋ねでございま

す。現在、市内にはNTTドコモ、KDDI、ボーダフォンの3社が携帯電話サービスを展開しておるところでございます。この3社全てのサービスを受けられない、または受けにくい地域は中国縦貫自動車道南側の山間部、谷間の地域で、例えば甲田町稼地、浅塚地区の一部、吉田町の印内、相合地域、美土里町の奈良谷瀬木地域の一部、また島根県境の美土里町の智教寺、青、内山地区、高宮町の杉の原、歌が谷等の一部地域と把握いたしております。

情報通信分野は技術の進歩が極めて早く、サービス事業者の営業戦略はエリア整備の完了途中で一般通信サービスからデータ通信GPS位置情報、テレビ電話、電子マネーサービス等へ移り、併せて利用者ニーズの多様化に伴い刻々と状況が変化をしておるところでございます。携帯電話サービス事業者がサービスエリアの拡張に伴い、無線設備の整備を実施するには億単位の経費が必要と聞いておりますが、この多様なサービスが市内全域において漏れなく展開されることを期待しておるところでございます。今後、安芸高田市といたしましても地域振興組織などと連携し、圏外地域の解消を目指してサービス事業者への要請を行って参りたいと考えておるところでございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。再質問はありますか。

杉原議員 議長。

松浦議長 13番、杉原洋君。

杉原議員 はい。2点の答弁をいただいたわけでありますが、若者定住プロジェクト事業を設けていろいろ考えていくということをお願いしました中で、庄原市がですね、ちなみに旧庄原市は1回の出産にですね、10万円。そして乳児1人に月額1万円を半年間支給する出産育児助成制度を13年度に始めて、2000年度に1.35だった合計特殊出生率、1人の女性が一生に生む平均子供の数はですね、03年度に1.4。04年度には1.48になった。市は助成制度の導入がですね、出生率の上昇に関係があると見ているとはありますね。

それと、政府もですね、これ6月2日の新聞に出ておりましたが、経済財政諮問会議が4月にまとめた日本21世紀ビジョンでですね、人口の減少が招く最悪のシナリオを示し、危機感を表わした。6月中にまとめる運営の基本方針骨太の方針第5弾でも少子化対策は柱の1つとなる見通しだと。少子化対策の財源確保には予算配分の見直しが不可欠であるということも出とる中でですね、非常に重要課題であるというふうに思うわけがあります。

いつの時代におきましても、人口減になると自治体におきましても地域におきましても活力は衰えてくるわけでありまして。平成27年には本市も基本計画におきましてですね、3万5千人の人口を目途に頑張っていくようになっていきますが、これに基づきましてはですね、若者定住、同時にですね、出生率の上昇をしてですね、本市の活性化を図っていく必要があるわけですが、いずれにいたしましてもですね、いずれの方法にいたしまし



てもですね、子育ての支援制度の充実は、導入はですね、何らかの方法で必要であると思うものであります。

そして、2つ目の質問であります、対象地区も縷々答えていただいたわけですが、ざっと言えば周辺部ですね、いれば対象が多いと。対象地区が多いというふうに思います。去る4月にですね、生田でもですね、不幸にして山林火災が発生したわけですが、携帯で連絡がですね、つかなかったと。最寄りの民家まで出て行って119番通報をしたということもあるわけでございます。市民がですね、等しく平等の暮らしができるのが一番でありますと同時に、行政の責務でもあらうと思います。そうした中で、大変なことであらうと思いますけれども、ひとつできるように努力をしていただくよう、強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい。少子高齢化の問題は共通の課題であります、特に少子化の問題につきましてはどこも頭を悩ませておりますし、日本全体の大きな課題ということは受け止めておるわけでございますが、ただ、その子供を産んだから奨励金を出そうという、そういう施策も施策としては私はあると思いますが、かつて若者が戻ったら自動車1台プレゼントするとか、家の改修費を100万円プレゼントするとか、いろいろ施策があったわけですが、私は個人的には金で釣るやり方というのは、やはり限界があるんじゃないかと、このように思いますんで、やっぱり最終的にはその若者定住というのは、今、安芸高田市でもやっておりますように、住宅政策が一番大きな課題。安い家賃でいい住宅があれば、若い者はそこへ帰ってくると。この間もちょっとお話しをいたしました、ある地域で市営住宅の入居者の募集をいたしました、我々はできれば若者に入っていたきたいということで、募集したら3倍ぐらいの申込みがあったわけですが、抽選をしたら全部定年退職をして帰られた人に当たったと、ということで、若者は全部外れたということで、やはりそこの政策をですね、今後やっぱり高齢者対策も必要なんですが、今一番大事な緊急の課題は、若者と少子化をどうするかという、子供をどういうように増やすかという課題でございますので、先般来、担当課とも話しておりますが、今後の市営住宅の住宅政策は、若者定住の住宅へ重点を置かんと、莫大な1件家を建てるんでも投資をするのに、本当に本来の我々の目的が達成できないということがありますので、やっぱりそういう若者定住へ特化した政策をやる必要があると。そのことは先ほどご指摘のように、子供が増えるということで、現に先般、先週だったですか、中国地方整備局が主催しております中国地方の元気になる政策を考える会に私も出席をさせてもらって、高宮の実績を発表せいということで、若者定住をしたために子供が増えたという、地元の子供は減るとるんですが、若者定住で入ってきた子供が増えたということで、総体的には子供は減らなんだと、こういう1

0年間のデータを取っておりますので、それを発表して、やはり若者定住の住宅政策が大事だということを発表して、なるほどそういう施策が重要だなということも認識をしていただいたわけでございますので、いろいろそういう政策を総合的に取っていく必要があると、このように思います。この出生率の一番低いのは東京が1.01なんですね。東京に、やっぱり大都市に責任があるということなんで、中国地方はいずれも1.29以上でございます。中国地方で一番高いのは、鳥取県が1.50、広島県は1.35ということでございますので、責任は大都市にあるというように私は考えるわけでございますが、そうは言いながら、今後ご指摘のような、ひとつ政策を今後取っていきたいと。いろいろな考え方があると思いますが、政策を取っていきたいというように考えております。

それから、この携帯電話の届かない地域でございますが、ご指摘のようになかなか僻地にそういう状況がありますが、このやっぱり携帯電話のサービス事業者は全て民間でございますので、その設備をすると億単位の金がかかると、こういう問題がございますので、行政としてもなかなかご指摘のことはよくわかりますが、対応がしにくいということがありますので、特にそういう業者については行政としても要望を続けていききたいと、このように考えております。

松浦議長 以上で、杉原洋君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

12番、金行哲昭君。

金行議員 12番、政友会の金行でございます。お世話になります。

私は、職員研修について質問させていただきます。職員研修と言いましても午前中にもその関しての職員の資質ということが要所要所出て参りましたので、その研修の中にもやはり職員の資質向上いうもんも含めて、市長にお伺いします。

職員の研修でございますが、この今の仕事は事務処理だけでなく、地方の行政において地方分権が始まり、事務量が非常に増えております。しかし、それらとって最も能率的に処理をするのが公務員の使命でございます。つまり、仕事がわかる職員が多ければ多いほど、合理的であり、市民に応えるサービスがスムーズに進むことじゃないでしょうか。

多くの職員が学校を終え、あるいは他の職場から転職されて来られて、研修というものがあまりされてないのではないかと、私は感じております。この私の研修という質問をするには、ただ事務処理をするだけの研修ではございません。いろいろな含めて、人間関係、市民との関係、それから職員との関係、またお客様との関係という人間関係を研修の中で宿るということに踏まえて市長にお答えをお願いします。この研修がどのように職員に対して行われているのか、どのように実績があるのか。実績じゃいうて、市になりまして1年ございますが、その市長のご所見はどのように考えておられますか、お伺いします。

午前中もございましたが、行政改革の推進をしなくてはいけない昨今で

ございます。行政改革をする、スムーズに行うのもやっぱり職員の資質が、先にこれができないといけない。これらを含めて職員の研修は妨げては通れないと思います。それ以上に、管理職級の研修が必要ではないんでしょうか。市民からは職員のサービスが悪いとか、サービス精神がないじゃないとか、市民サイドでものを考えてくれとらんのじゃないとか、時々聞きますが、それは市民サイドも自己主義的な点もございますが、全部職員が悪いとは思いませんが、その市民サイドから考えますと職員は悪いことではないんですが、やっぱりそれをカバーするにはある間の人間関係をよくするのも研修からそれぞれの日頃のどう言うんですか、管理者言うんですか、指導者言うんですか、それらの指導たる研修をまずして、職員に与える場を設けなければいけないのが一番になっとるのではないのでしょうか。

市長がいつも言われます、地域に出て、職員は地域に出てサービスなり人間関係を良くしなさい、喜んでやりなさいと、市長は口々に言っておられます。全くそうだと思います。それもただ、研修の中身の1つ。それらを含めて管理者がどのような考えでどのような指導、どのようなものをされているのか、その成果というものをお聞きし、私はこの職員研修のことを質問させていただきました。適切なる回答をお願いしたいと思います。終わります。

これに關しての再質問は自席にて行います。

松 浦 議 長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議長。ただ今の金行議員さんのご質問でございます。まず、職員の研修計画についてというお尋ねでございます。職員の研修計画につきましては、現在、策定作業中の人材育成基本方針の中で、研修に関する基本的な方針と併せて策定することといたしております。この研修に関する基本的な方針では、自己啓発、職場研修、職場外研修、それぞれの特性を踏まえ、研修内容の充実や多様化のための方策、またそれらの連携のあり方などについて取りまとめ、さらに具体的な研修項目に対する受講職員数など、より具体的で実効性のある計画となりますよう、検討しておるところでございます。

それから、次に職員研修についてで、昨年の研修会の受講実績と効果等につきましては、平成16年度において職員の研修会への受講実績といたしましては、中堅職員研修などの一般研修や、政策課題研修、行政サービス向上研修、情報化研修などの特別研修へ、延べ38名が参加をいたしております。具体的にはまた、もしご要望があれば数字をお伝えをしていきたいと思っております。ただし、受講者数は県の自治総合研修センターで、開校された研修へ参加した人数でありまして、その他各部署における専門実務研修及び市独自で実施いたしました地域づくり研修などへの受講者数は、この数には含んでおりません。なお、それぞれの研修を受講した職員につきましては、職場復帰後、研修で収得した技術を日常業務の中で活かしておるものと思っておりますので、円滑な市政運営と上質な市民サービスの

提供を実現いたします人材育成の観点から、今後も引き続き取り組みを進めて参りたいと考えております。

それから、管理職の研修の計画のお尋ねでございます。このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、今後人材育成基本方針の研修に関する基本的な方針におきまして、明確な位置づけを行うよう考えておりますが、本年度の予定といたしましては管理者研修、危機管理者研修、危機管理研修、管理者行政経営セミナーなど、政策決定や経営管理、折衝、交渉に関します管理監督者として必要な能力向上を図る項目を中心に、県自治総合研修センターが行う講座を受講する予定にしております。

以上が、具体的にやっております計画、またやっております状況ではございますが、先ほどご指摘をいただいたように、特に分権がどんどん進んで参ります。そうすると、特に技術の研修、高度な知識の研修ということが大事になって参るわけでございます。もう既にご存知のように、県の土木の関係ではよその市町村に先駆けて路線で9路線の改良工事、それから20路線の維持管理工事、維持管理の仕事、それらがもう本年からは移譲になっております。そういうものに対する恐らく行く行くは県の吉田土木がやりよった事業の大半が移譲されるような状況になるんじゃないかと。そうすると、高度の技術を備えた職員を早く養成をすると、こういうことが喫緊の課題でございます。それは、ただ、土木だけでなしに、いろいろの分野にわたっております。そういう点で、本年も県の方へ1年の研修に出してある職員もおると、こういうことでございます。さらに、今、議員ご指摘のように、いくら技術が着いても、知識が着いても、性根が据わっとらんじゃあ、これは本当の研修にはならんということなんでですね、本当に住民のためにですね、身を粉にして仕事をすると性根が一番の大事なことなんで、その性根はやっぱり実践の中で鍛えるしか方法はないと、私は思います。いくら知識を入れてもですね、性根が据わっとらんじゃあどうもならんということがありますので、そこらのことは、私は職員の皆さんには特に32の地域振興会がございますので、その地域振興会の活動の中へ積極的に入ってもらいたいと。しかもできれば事務局を仰せつかったときには喜んで事務局もやってもらいたいと、そういう地域の中のいろいろな活動の中で、実際にその中へ入っていく体験の中で、やっぱり役場の職員、市役所の職員はこれじゃあいけないのと。住民の皆さんはここまで進んでおると、ここまで考えが行つとるとかというような、やっぱり体験の中でこれを鍛えていくということが一番大事だろうと思いますし、今度やります地域振興懇談会が旧町単位に晩にやるようになってきます。そこらあたりにも、積極的に幹部職員に出てもらって、私はあんまり答弁せずに、幹部職員に全部答弁をしてもらいたいというように考えております。

何が出て来るやらわかりませんので、幹部職員はしっかり勉強して行かじゃあ、そこで恥をかくようになりますんで、やっぱりそれが1つの現場の研修の場であるというように思いますし、この地域は何を考えておられるか。この地域の住民はこういうことを望んでおられるかということは、

やっぱり現場に出て行って生の声を聞かんと、体験できないということがございますんで、そういう点についても早速配慮をしていきたいと、このように思います。

具体的な研修の内容については、また担当がご報告をさせていただきます。

松浦議長 ただ今、市長の答弁にありました、担当に答弁ということがありますんで、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、職員研修の内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。先ほど市長の方からも質問の答弁がございましたように、私の方からは内容的にですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、県関係の派遣等によります研修につきましては平成16年度におきましては派遣職員は4名ということで、取り組みをさせていただいております。県知事部局の方といたしましては、3名でございますが、基本的には財政の方に2名、また土木部門の技術の習得を1名、それと県の技術センターの方に1名ということで、技術の取得をさせていただいております。

それと昨年度の研修の内容でございますが、先ほどご説明がありましたように、県の自治総合研修センターに研修の方に参加をさせていただいております。一般研修といたしまして中堅職員、係長級以上のもので、職員を7名そうした中堅職員に行かせていただいております。個々特別研修と言いまして、14項目の項目があるわけでございますが、基本的には行政サービスの向上、また政策課題、政策執務、公務、危機管理研修、情報化の研修、交渉力の向上、地方自治制度また法制執務、指導者養成研修、さわやかマナー研修、それぞれ1名ないしですね、2名、多いところでは6名等もですね、出席をさし、14の特別研修を受講さし、延べ38名をですね、自治研修センターの方で研修を受講させていただいております。今年度につきましては、先ほどもありましたように、監督者研修につきましては1名を選任をさせていただき、現在、研修の方に参加をさせていただいとととでございます。県の方との派遣等の研修につきましては、法制執務の関係を1名、また技術研修を1名、県の技術センターに1名ほど派遣をさせていただいております。

また、17年度からスタートいたしました広島県の県の権限移譲の問題でありますけども、土木部門につきましては4月から先行的に維持管理部門をスタートさせていただきましたけども、他の部局、いろんなこの権限移譲にかかる事務がございます。この点につきましては、各部長、各担当課長、県との専門部会という組織をつくらせていただき、各部門ごとのもので、移譲に伴います事務の内容、そういうことをですね、定期的に研修を重ねていただき、17年度の前期でその事務内容を受けるべきか、受けないべきかというのを精査し、また後期の中で研修を受講するという段階で、この移譲事務につきましてもですね、職員との県との関わりを持たせ

ていただいております。

今後18年度に向けてのですね、また県との権限移譲等の事務分掌等もあるわけですが、これらがスムーズなですね、事務権限が受けられるような研修もですね、重ねていく必要があるのではなからうかと思っております。どちらにしましても、現在、策定作業中でございます研修に関する基本方針というのを固めさせていただきながら、一昨年度は合併しスタートの年でもありますけども、今年度2年目にスタートしたわけでございます。より充実なですね、研修になる計画書を樹立し、研修の方に参加をさせたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で、市長答弁並びに担当部長の答弁を終わります。  
再質問はありますか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 12番です。今市長に答弁いただいたんですが、正しくなんぼ知識があっても市民にどれだけ接してどれだけサービスができるかが、その職員の研修したものの財産でございますんで、そりゃあ私も同感でございます。

県移譲で非常に特殊な仕事が増えておりますよね。特に技術的な仕事、水道・下水・建築等々の仕事はやっぱり業者様に教えてもらうこっちゃいけませんね。そこらはやっぱりある程度職員の中でそういう根拠いうのも知っというて、業者さんにいろいろこうやるんなら、そりゃあ全部全部できませんのでね、そこらは知識を得てそれを適切に指導して、欠点はピシッと指摘するぐらいな技量がなければ、地位もグッと上がりませんし、また言葉には悪いですが、ナメなれる言うたら失礼ですが、やっぱりそういう知識を持ったという職員をつくらにゃあいけん。それをつくったけえ言うて、天狗になれ言うんじゃありませんが、そこらをもってやっていく。市民に最良のサービスができるようにしていかにゃあいけん、そこらはどのようにやれとは言わんですが、どのような気持ちでやっていくのか、そこらを力を入れて、今部長も言いましたように、県の移譲になってそういうものは力を入れていくと言いますが、どういうところへ力を入れていくのか、もう一度気持ちを答弁をお願いします。

それと、管理職の研修ですが、あれは管理職になるための研修、管理職になったからの研修、なるためのハードルの研修、テスト言うたら悪いですかね、そういうのがあるんですか、ないんですか。そこ2点お聞きします。

松浦議長 はい。再質問の答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議長。まず、最初の技術を習得するということでございます。まさしくそのとおりでございますが、今までそれぞれ6つのまちでかなり経験を積んだベテランもおりますので、そこらを今集中的に指導する立場に回しておるといのが実態でございます。さらに、若い職員の養成というのは、先ほど申し上げましたように、県の技術センターの方に派遣し、また県の

土木へも派遣をいたしまして、今、技術の取得をしておるといところでございますので、ナメられるようなことは恐らくないと思いますが、そういう点については充分注意をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから管理職になるには、資格とか登用試験とか、そういうものがあるかということでございますが、現在のところはこの登用試験を受けたから管理職になるとか、そういうことは私はないと思います。今までそれぞれ皆が見ておる実績の中からこの人は管理職にふさわしいということで、管理職になっておるとい実態がありますので、みんなの周囲の目やら、同僚の目から見て、これは不適切な管理職というのは、私はないと。誰が見てもなるべくしてなったというように、我々は考えておりますのでよろしくお願ひします。

金 行 議 員 議長。

松 浦 議 長 12番、再々質問を許します。

金 行 議 員 はい、12番。今そういう管理職の試験はないということで、それは市長の方針ですから私はとやかく言いませんが、技術職にしても、その職員との市長、コミュニケーション言うんですかね、ホンマにこの職員がその技術を持つとって、私はこれをして、一生懸命これをやりたいというのに、よその職場に回されるとか、この資格を持つとるのにそこで資格を使わずによそにしょうがなしに回るとかいうのはあるかもございませんので、そこらを各管理者、担当はよく職員とのコミュニケーション、面接言うんですかね、そこらの方は大体職員の思うようにはなりませんよね。そうなれないのはようわかっおりますが、ここらをくみ取ってどんどん指導して下さるように、これはお願ひになりますが、そこらのやろうという意気込みをお聞かいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

松 浦 議 長 はい。再々質問についての答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 はい。ちょっとそこで、消防の消防長がおりましたので、ちょっと私の頭に浮かんだんですが、消防の方は試験を受けてそれぞれ上がっております。そういう試験制度で上がっておるわけでございます。一般職の方はそういう制度はまだございません。ただ今のように、それぞれ適材適所にやはり人によって向き、不向きがございますので、いくら優秀でもこの職は私はどうも適さんというのもありますので、そこらはやはり管理職の方で充分その気を配りながら、この人間はこれをやらせたら一番いいというような、やはり適材適所というのは今後ともやっていきたいというように考えております。

松 浦 議 長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

以上で、本日予定をしておりました一般質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日15日は休会といたし、次回は明後日16日午前10時に再開をいたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~

午後 1 時 4 5 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員